

税 耐震・バリアフリー改修などで
固定資産税(家屋)を減額

①耐震改修で、翌年度分が2分の1減額
令和4年3月31日までに改修工事が完了する住宅

※改修工事により長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2を減額



②バリアフリー改修で、翌年度分が3分の1減額

令和4年3月31日までに改修工事が完了する住宅



③省エネ改修で、翌年度分が3分の1減額

令和4年3月31日までに改修工事が完了する住宅

※改修工事により長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2を減額



◎上記①~③について、いずれも工事完了後、3カ月以内に申請をしてください。

④認定長期優良住宅で新築の場合、翌年度から5年間は2分の1減額【新築工事の完了日から翌年の1月31日までに申請を】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による認定を受けて、令和4年3月31日までに新築工事が完了する住宅

※上記①~④について、築年数、工事内容、減額対象となる床面積などの要件があります。詳しくは、市HPまたは問合せ先へ

☎ 課税室 63-7437



税 新型コロナウイルス感染症に係る自動車税などの特例措置

①自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減(税率1%分)の適用期限が6カ月延長

令和3年3月31日までに取得した自動車、軽自動車対象となります。



☎ 県自動車税事務所 059-223-5042

②各種イベント中止などによる払い戻しを受けなかったチケット代などへの寄附金控除の適用

中止となったイベントなどのチケット代金などについて払い戻しを受けなかった場合、寄附金扱いとなり、寄附金控除が適用されることとなりました。対象イベントなどについては、文化庁・スポーツ庁のHPに順次掲載される予定です。

☎ 文化庁 本件税制担当

☎ 03-5253-4111(内線4764)

☎ スポーツ庁 本件税制担当

☎ 03-5253-4111(内線2686または2688)



③入居が遅れた場合の住宅借入金等特別税額控除の期限が1年延長

個人住民税における住宅ローンの控除期間を13年間とする要件について、一定の要件を満たした場合、令和3年12月31日までの入居者が控除の対象となります。

☎ 上野税務署 21-0950

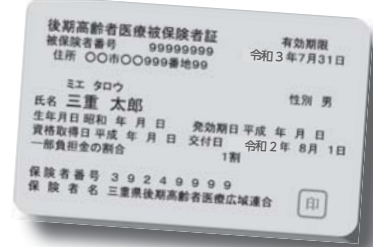


◎要件など詳しくは、市HPまたは各問合せ先へ

【後期高齢者医療制度】7月中旬に簡易書留郵便で送付します
8月からは新しい保険証(若草色)で受診を

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 059-221-6883
☎ 保険年金室 63-7105

現在の保険証(ピンク色)の有効期限は7月31日までです。8月からは、必ず新しい保険証で診療を受けてください。古い保険証は裁断して破棄するか、保険年金室まで返却してください。※8月1日以降に75歳になる人へは誕生日の前月に若草色の保険証を送付します。



限度額適用認定証などの提示で支払いを自己負担限度額までにとどめられます

医療費が高額になる場合、通院・入院の際に認定証を提示すると、窓口の支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。また、世帯全員が非課税の場合、入院時の食事代が減額されます。

※認定証の交付には申請が必要です。詳しくは、保険年金室までお問い合わせください。※現在交付されている人で、引き続き同一の認定証の交付対象となる人には自動更新により7月下旬に郵送予定です。8月に入っても郵送されない場合は、ご連絡ください。

7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付します

被保険者一人ひとりに対して保険料を通知します。※保険料は、原則として年金から天引きされます。

低所得世帯の人は、保険料が軽減されます

世帯の所得状況に応じて、均等割額が軽減されます。

◎詳しくは、保険証とともに送付される「医療制度のご案内」をご覧ください。



【国民健康保険】【後期高齢者医療制度】
新型コロナウイルス感染症に係る保険税(料)減免と傷病手当について

■世帯主が感染に伴い死亡した場合、または事業収入や給与収入などが前年より一定以上減少する場合に保険税(料)が減免されます。

■被保険者が感染(または感染疑い)のため仕事を休み、給与を受け取れなかった場合に、傷病手当金を支給します。

◎減免や支給要件について詳しくは、各問合せ先へ

☎ 保険年金室 国民健康保険担当 63-7445

☎ 保険年金室 後期高齢者医療担当 63-7105

インターネット上の差別的な書き込みを監視しています

市では、伊賀市や県と協力し、インターネット上における差別や人権侵害につながる書き込みの早期発見と拡散防止のためモニタリング(監視事業)を実施しています。

インターネット上の人権侵害をなくすため、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

☎ 人権・男女共同参画推進室 63-7909

2019年度は138件を削除
誹謗中傷... 無責任な噂... 部落差別... 外国人差別... 障害者差別... 個人情報...

インターネット上の人権侵害に関するご相談

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

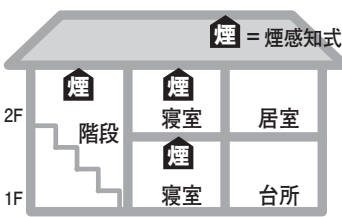
※最寄りの法務局(市内からは津地方法務局)につながります

設置・点検していますか? 住宅用火災警報器

☎ 消防本部予防室 63-1412

あなたのお宅はどうですか?

- まだ設置していない→すぐに設置を!(設置は義務です)
- 点検していない→月に一度、テストボタンなどで作動確認を!
- 作動しない→電池の交換や本体の取り替えを!



適切な場所に設置を

※全ての寝室と、寝室が2階以上にある場合は、避難経路となる階段に「煙感知式」の住宅用火災警報器の設置が必要です。



「読者の声」6・1号「新型コロナウイルス感染症対策」▼観光キャンペーンの参加者には、観光客が名張に来られるような情報発信を期待▼市内のお店が活気付けば▼観光と感染防止は一見相容れないが、バランスが必要な時▼まちの保健室は敷居が高く感じていたが、身近に感じるように▼なじみのまち保職員を発見。連絡先も分かり役立っ▼ひやわんによる感染防止の解説に子どもも興味津々▼名張弁のひやわん。読んでいて楽しかった